

# 電子納品に係る実施要領

(平成 27 年 9 月 29 日制定、令和 8 年 3 月 25 日一部改定)

## (目的)

第 1 この要領は、長野県の建設工事及び建設工事に係る測量設計業務等（以下、「工事等」という。）における電子納品を進めるための実施方法等を定め、公共工事における C A L S / E C の推進を図ることを目的とする。

## (電子納品の定義)

第 2 「電子納品」とは、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することで、業務の次段階における活用を容易にし、品質の向上や業務の効率化を図ることをいう。ここでいう電子データとは、各電子納品要領（案）等に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

なお、長野県では、従来の C D - R、D V D - R 等による電子納品を原則廃止し、令和 7 年度から「長野県電子納品保管管理システム（N E S i S）（以下、「本システム」という。）」によるオンライン電子納品の運用を開始する。長野県におけるオンライン電子納品とは、受注者がインターネットを介して、本システムへ本要領に則った電子成果品を登録することを指す。

## (対象工事等)

第 3 原則として全ての工事等をオンライン電子納品の対象とする。ただし、発注機関の長が不要と認めた場合はこの限りでない。

2 前項のうち、1 工事（業務）あたりの電子成果品データ量が 5 0 G B 以上となる場合は、オンライン電子納品の対象外とし、従来どおり電子媒体（H D D 等）による電子納品とする。

ただし、上記に該当し、電子媒体による電子納品を行う工事（業務）においても、全ての長野県発注工事（業務）の基礎情報を本システムに集約することを目的とし、第 9 の ②の方法により、しゅん工日（完了日）までに管理ファイル（I N D E X ファイル）のみ本システムへ登録を行う。詳細は、別途公表する「長野県電子納品保管管理システム操作マニュアル【受注者用】」による。

3 中小規模の工事等における電子納品を推進するため、前項に規定された案件の中から発注者の指定した案件について、推進事業案件とし、別に定める I T アドバイザーを活用した「電子納品推進事業」実施要領により実施するものとする。

## (対象成果品)

第 4 オンライン電子納品及び前条第 2 項の電子納品の対象となる成果品は、次に規定される成果品とする。

- ・ 土木工事共通仕様書（施工管理基準、写真管理基準等を含む）
- ・ 測量業務共通仕様書
- ・ 地質・土質調査共通仕様書
- ・ 設計業務共通仕様書
- ・ 用地調査等共通仕様書（用地測量業務に係るものに限る）

※物件調査業務、発注者支援業務は電子納品の対象外とする

(経費の取り扱い)

第5 電子納品の作成に係る経費の取り扱いは以下のとおりとする。なお、本システムへの成果品登録費用は発生しない。

- 1) 工事：共通仮設費率に含まれるものとする。
- 2) 業務：各分野の積算基準で定める「電子成果品作成費」を計上するものとする。

(要領・基準・マニュアル)

第6 長野県の電子納品は、特に記載のない限り国土交通省の電子納品要領及び関連基準（以下「要領・基準類」という。）を準用する。【別記】

2 本システムによるオンライン電子納品の実施方法は、第9の他、別途公表する「長野県電子納品保管管理システム操作マニュアル【受注者用】」による。

(運用に関する手引き)

第7 長野県の電子納品に関する下記事項等の運用については、別に定める「運用の手引き」による。【別記】 これに定めのない事項については、国土交通省の「電子納品等運用ガイドライン[土木工事編]」、電子納品運用ガイドライン[業務編]に準じて受発注者間で協議して定めることとする。

- ・要領・基準類の長野県での読み替え
- ・受発注者間で協議確認する際に使用する「チェックシート」
- ・電子納品対象書類の範囲
- ・電子ファイルのアプリケーションソフト、バージョン
- ・施工中の書類の取り扱い
- ・電子成果品の保管管理
- ・長野県では、工事帳票及び工事写真も電子納品の対象とし、オンライン電子納品を行うこととする。格納された各データは、1つの工事管理ファイル（index\_c.xml、index\_d.xml）により管理されるものとする。

(協議確認事項)

第8 電子納品の実施にあたり、受発注者間で協議・確認すべき内容をチェックシートにより行う。  
○事前協議

工事等の着手時に、期間中の電子納品に関する疑問を解消し円滑に電子納品を実施するため、「事前協議チェックシート」を用いて受発注者間で電子納品の対象書類やファイル形式について協議する。また、「事前協議チェックシート」は、工事（業務）打合せ簿により提出する。

なお、途中段階で事前協議した内容が変更となった場合は、その都度「事前協議チェックシート」を提出することとし、納品時に提出する必要はない。

(納品領域及び登録方法)

第9 第3の第2項の電子納品を除き、本システムのクラウド領域とする。なお、本システムへの登録申請は、以下の2つの方法のいずれかによる。

登録申請の詳細については、①の場合は、利用している情報共有システムの間合せ窓口に確認し、②の場合は「長野県電子納品保管管理システム操作マニュアル【受注者用】」を確認すること。

- ① 情報共有システムを利用している場合  
利用している情報共有システムから、オンライン電子納品を実行する。
- ② 情報共有システムを利用していない場合  
成果品登録サイト（NESIS専用サイト）から、オンライン電子納品を実行する。

※本システムとデータ連携をしていない情報共有システムを利用している場合は、②によるオンライン電子納品を実行する。

なお、1工事（業務）あたりの電子成果品データ量が50GB以上となる場合、及び中途における情報のやり取りについては、受発注者協議の上、他の電子媒体を認めることとする。

#### （納品物のチェック）

第10 受注者は、電子成果物を納品する前に、必ず国土交通省から提供される最新版の「電子納品チェックシステム」によりチェックを行い、発注者コード（発注者機関コード）に関するエラーを除き、全てのエラーを解消させることとする。また、ウィルスチェックを行い、ウィルスが検出されないことを確認することとする。

#### （工事等完成図書の紙媒体での提出）

第11 電子成果品の納品は、第3及び第4のとおりとするが、「事前協議チェックシート」での協議に基づき、紙媒体で提出する図書については、次のとおり取り扱うこと。

- ① 工事完成図書 紙媒体 事前協議により紙提出としたもの 1部
- ② 業務完成図書 紙成果物が必要な場合は、提出部数を協議の上、別途必要経費を計上するものとする。

#### （電子納品の検査）

第12 電子成果品の書類検査は、電子データで検査することを原則とし、必要がある場合に限り紙での出力により対応する。検査に必要な機器の準備は、原則として発注者が行うが、受注者が自主的に用意することを妨げない。機器の操作は、受注者が主に行い、発注者は操作補助を行う。

2 検査は、受注者が電子成果品を本システムに登録申請したのちに行うこととする。

※この登録申請を発注者への電子成果品提出とみなすため、しゅん工（完了）日までに登録申請を行うこと。なお、検査前に発注者が承認処理を行うかは問わない。

#### （アンケートの実施）

第13 オンライン電子納品の承認後、受注者に対しアンケートに関するメールが配信される。受注者はこの配信メールに記載されているURLにアクセスし、成果品承認後7日以内（土日祝は含まない）にアンケートへ回答すること。なお、アンケート項目は以下の7項目とする。

- ・遠隔臨場の実施状況について
- ・事業に携わった技術者を記載した銘板の設置」実施状況について
- ・県外下請の採用状況について
- ・県外産資材の使用状況について
- ・県産木材の使用状況について
- ・再生砕石のリサイクル材含有率について
- ・信州リサイクル製品の使用状況について

※第3の2に該当する工事・業務においても、管理ファイル（INDEXファイル）の登録申請承認後にメールが配信されるため、同様にアンケートへ回答すること。

(適用)

第 14 この要領は、令和 8 年 4 月 1 日以降に竣工又は完了する工事等から適用する。

なお、契約済み工事又は業務において、事前協議チェックシートを改めて協議・提出する必要はないものとする。

---

(参考) NES i S 情報サイトについて

「NES i S 情報サイト」では、各サイトのログイン画面の他、受発注者向けマニュアルや、長野県の電子納品に係る FAQ、過去の説明会動画などを掲載していますので、オンライン電子納品にあたり、参考にしてください。また、新たに開設するヘルプデスクの窓口も掲載していますので、活用してください。

さらに、NES i S では、発注者から受注者への電子成果品の配信機能や、発注者においては登録済み成果品の便利な検索機能など、様々な機能がございます。詳細は「NES i S 情報サイト」をご覧ください。

(NES i S 情報サイト URL) [https://www.kts.co.jp/nagano\\_nesis/top](https://www.kts.co.jp/nagano_nesis/top)